

坂出市と民間事業者等との公民連携に関する基本方針

1 はじめに

本市では、人口減少・少子高齢化の進展、インフラ・公共施設の老朽化などの課題が山積しており、今後の持続可能な行政運営を実現するために、一層の効率的・効果的な行財政運営を行わなければなりません。

限られた財源の中で、こうした社会課題・地域課題に対応し、市民へ良質な市民サービスを持続的に提供するために、豊かな経営能力や企画力といったノウハウを持つ民間事業者や大学といった団体等（以下、「民間事業者等」という。）と連携し、課題解決をしていくことが、持続的な行政運営の実現やまちのにぎわいなど、新たな価値を生み出すことにつながると考えられます。

本基本方針は、市民サービスの提供における多様な仕組みづくりを推進するために、本市の公民連携の目的や原則、連携手法の具体的な内容等を明らかにするとともに、民間事業者等との連携を推進する上で全庁的な認識の共有化を図ることを目的として策定したものです。

市は、今後、本基本方針に基づき、民間事業者等が自由な発想で最大限に力を発揮できるよう公民連携を推進し、サウンディング型市場調査、民間提案制度、実証実験など様々な取り組みを積極的に採用して、より良い行政運営につなげていきます。

2 公民連携の窓口

公民連携を進めるにあたり、民間事業者等からの提案等に迅速かつ柔軟に対応する窓口として公民連携課を設置します。公民連携課では、民間事業者等からより多くの提案がなされるよう公民連携事業に関する情報発信に努めるとともに、提案に対して庁内各部課の調整を行い積極的に民間事業者等と対話を進めていきます。



3 公民連携の目的

(1) 市民サービスの向上

民間事業者等を対等なパートナーとし、民間事業者等が有するノウハウ、専門知識、技術、資金等を活用することで、行政だけでは生み出すことができなかった新しい機能や価値を創造し、市全体として質の高い市民サービスを提供します。

(2) 行政資源の集中配分

民間事業者等との対話を通じ、市と民間事業者等の役割分担について「事業の最適化」の視点から徹底的に見直し、行政が担うべき役割の重点化に努めます。そのうえで、行政の持つ限られた資源を無駄なく最適に配分・活用しつつ効率的に事業を行うことで、歳出の抑制・歳入の確保・市民サービスの向上を図ります。

(3) 地域経済の活性化

市が従来行ってきた業務について、民間事業者等が参入しやすくなるよう環境整備等を行い、積極的に民間事業者等へ開放することにより地域経済の活性化を図ります。

4 公民連携推進における原則

(1) 課題と目標の共有

公民連携を推進するにあたっては、まず、市と民間事業者等の双方が解決すべき課題と目標を設定し正しく共有します。

(2) 対話による推進

市と民間事業者等とは、目指すべき価値、意思決定プロセス、関係者との調整など基本的な立場の違いが存在しますが、対等なパートナーとしてそれぞれの立場を尊重し、真摯に対話を重ね、信頼関係を構築することにより、公民連携の目的を実現します。

(3) 市民、市、民間事業者等にとっての「三方良し」の実現

公民の連携により、市には「地域・行政課題の解決」、「財政負担の軽減」など、民間事業者等には「社会貢献活動による企業価値の向上」、「ビジネスチャンスの創出」、「研究開発の実証」など、市民には「市民サービスの向上」、「地域の活性化」がもたらされ、「三方良し」が実現できる公民連携の取り組みを進めます。

(4) 公平性・透明性の確保とアイデア保護

公民連携を進めるにあたって、市は公平性・透明性を求められるところですが、民間事業者等が提案しやすくなるよう、事業検討段階の民間事業者等からの提案内容や独

自のノウハウ等については、知的財産として尊重し適切に情報管理します。

(5) 役割分担及び責任の明確化

市と連携する民間事業者等は、「公共サービス」の一部を担うこととなります。公民連携を行うにあたっては、様々な社会的・経済的リスクを想定した上で、その範囲と責任について明確化し、合意することにより、事業の安定性を確保します。

5 公民連携の手法

市は、次の手法で公民連携を推進します。

(1) サウンディング型市場調査

市が実施を検討あるいは計画をしようとしている事業等について、事業の計画段階において、公募により市と民間事業者等とで対話を行い、市場性の有無や実現可能性、アイデア、民間事業者等の参画が可能となる条件等を把握するサウンディング型市場調査を適宜実施し、事業化へつなげます。

(2) 民間提案制度

① 提案制度の概要

民間事業者等が自らのアイデアやノウハウ、技術等によって市民サービスの質をさらに向上できる提案を行っていただき、提案者と市が提案実現に向けて対話を進めていく民間提案制度を導入します。

この制度は、市が提示する特定の事業、課題、物件等に関して提案をいただくテーマ提示方式と、市のあらゆる事務事業や遊休資産等を対象とし、民間事業者等から自由に提案をいただく自由提案方式の2つの方法により実施します。

それぞれの提案にあたり、DX推進のためのデジタル技術を使った提案や実証実験の申し出に対しても積極的に対応します。

② 提案後の流れ

提案に関連した庁内各部課等との調整を進め、提案者と所管部課、プロジェクト推進室とで、実現化に向けた対話・調整を進めます。

対話・調整の結果、関係者において合意ができた場合は、あらためて庁内関係部署にて、提案実現の可否を判断します。その後、契約の締結等必要な手続きを経たうえで、提案の実現化・実施に向け調整をします。

なお、いただいた提案で予算化が必要なものについては、入札や公募型プロポーザル等、適切な手法での事業化の検討を行いますが、提案内容に提案者の知的財産、独自のノウハウが認められるなど、独自性が非常に高い場合には、競争入札に適さないものと

して、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、当該提案を行った提案者との随意契約を検討する場合があります。